

| | | | |
|---|---|----------------------|--|
| 会議の名称 | 令和2年度第6回個人情報保護運営審議会 | | |
| 開催日時 | 令和3年2月10日(水) 午後5時30分～7時40分 | | |
| 開催場所 | 東村山市役所 本庁舎5階 501会議室 | | |
| 出席者 及び欠席者 | <p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵 会長職務代理・當間丈仁委員・水越久吉委員・広井勝夫 委員 (市事務局) 東村総務部長・荒井総務部次長・武藤総務課長・鳴海情 報公開係長・高谷情報公開係主任</p> <p>●委員欠席者：なし</p> | | |
| 傍聴の可否 | 傍聴 不可 | 傍聴不可 の場合は その理由 | 会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に 規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキ ュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を 審議するため |
| 会議次第 | (1) 会長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議 ・令和2年度諮問第15号 「東村山市税等クレジットカード収納代行業務委託」(収納課) ・令和2年度諮問第16号 「(仮称)新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム使用委 託」(新型コロナウイルスワクチン接種事業PT) (4) 報告 ・市役所本庁舎及びいきいきプラザへの防犯カメラ設置 ・個人情報取扱業務届出書(令和元年度分)の報告 (5) その他 | | |
| 問い合わせ先 | 総務部 総務課 情報公開係 担当者名 鳴海・高谷 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227 | | |
| 会 議 経 過 | | | |
| (1) 会長挨拶 皆様こんばんは。まだ寒い中、また緊急事態宣言延長の最中お集まりいただき、あ りがとうございます。ニュースでは(東京オリンピック・パラリンピック大会組織委 員会会長の)森さんの発言やCOCOA(新型コロナウイルス接触確認アプリ)がどうだと 取り上げられていますが、どちらにも共通するのは組織と運営について、日本の一部 だと信じたいですが、だいぶ緩くなっているのではということです。我々審議会にお いては、個人情報がかちんと保護・管理されるかを審議するのを主たる目的としてい るのですが、段々と様々な業務が外部委託されるようになって、業務のやり方と個人 情報がどう保護されるかということが、ますます切り分けが難しくなってきました。 そのために業務内容がかちんと運営運用がされるかどうかというところまで目配りし なければならないのだということになってきております。その点に関しましては、ど うぞ必要な限り十分な目配りができるように十分な審議をよろしくお願いいたします。 | | | |

(2) 会長へ諮問書授受

東村務部長より臼井会長へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

- 「東村山市税等クレジットカード収納代行業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び収納課の回答

- 諮問書 P. 2「4 個人情報を取り扱う作業の留意点(4)」に「受託者は、紙媒体の個人情報は取り扱わない」とあるが、諮問書 P. 3「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無(3)」には「切断、溶解で廃棄する」とあり、紙媒体を廃棄する場合の記述に見える。また、諮問書 P. 17「委託仕様書(案)」第5条第9号には「資料を書面又は電磁的記録により」とあり、同条第10号には「切断、溶解」とある。紙媒体を全く出力しないのは若干無理があると思うので、個人情報の取扱いの範囲について詳細な考え方を説明いただきたい。
 - 基本的な個人情報の取扱いはデータとなるため、紙媒体を通常の業務において取り扱うことは一切ない。何らかのデータの不具合等でデータでのやり取りができない場合に限り紙媒体でもやり取りをする可能性はあるが、通常の業務においては想定していない。
- 紙媒体でのやり取りはしないということ。
 - お見込みのとおりである。
- 受託者側が、業務上の都合により電子データだけではなく、紙媒体を出力し、チェックをかけ、それを保存することがあり得ると思う。紙媒体を出力することがあり得るのであれば明記すべき。出力した個人情報は税情報であるから適正な管理が絶対に必要になるため、管理方法を考えていただきたい。
 - 受託者側が紙媒体を出力するかどうか確認ができていないため、確認する。その上で内容に合わせた表現とする。
- 確認した結果、紙媒体をどの場合に出力し、どのような形で保存し、廃棄をどうするという一連のプロセスをどのような形で相手方と約束するのか。この資料の中であれば、どこに記載するのか。
 - (事務局)仕様書の紙媒体の管理、廃棄の部分に追記は可能か。
 - まず、紙媒体を出力するか否かの確認をし、出力するのであれば仕様書に盛り込みたい。
- 確認が取れ次第、確認内容に基づき具体的に仕様書に記載してもらいたい。
 - 承知した。
- 諮問書 P. 3「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無(3)」に「消磁等」という表現があるため、大丈夫かと思うが、通常の業務プロセスで紙媒体を出力する場合と、障害対応の際に出力する場合があると思うが、障害対応の際に出力したものの管理が十分になされないというケースがあると思うので確認してもらいたい。また、行政のハードウェアの保守の際に HDD が転売される事件があったため、システムの保守会社にそのようなことがないよう確認を取ってもらいたい。
- それに付随して、紙媒体が含まれるかは分からないが、個人情報の保存期間が長

いこともあり、データ消去・廃棄の証明書の提出も義務付けてほしい。

- 諮問書 P. 28「個人情報の取扱いに関する特約条項」の第12条第4項で報告書の提出を求めることができるということになっているため、それに基づいて報告書の提出をいただく。
- 契約書や特約条項は契約本体の文面だが、実際の作業は担当者個人が行うため、何をやるべきかやってはいけないかについてはどちらかというとは仕様書レベルの話になってくる。そのため、内容が被ったとしてもあえて仕様書に書くということが必要となる可能性があると思う。重複して面倒かもしれないが、紙媒体の管理、ハードディスクの交換後の管理、あるいは廃棄・消去の証明書の提出というのは一番肝心なところである。実際にハードディスクの売却のような漏えいの事例がある。出力した紙媒体が漏れる、ハードディスクが漏れるということの無いよう、これは絶対にやらないで下さいと明確に禁止することが必要になってきていると思う。
- 諮問書 P. 2「4 個人情報を取り扱う作業の留意点（2）責任者の配置」に、「受託者情報セキュリティ管理責任者を取得個人情報取扱責任者として届出をもらう」とある。また、これとは別に「受託者の中から契約内容や履行状況に係る市との連絡調整責任者を選任させ、その者について届出をもらう」とある。後者は実務上の連絡調整のみであるから個人情報は関係ないということではなくて、取得個人情報の取扱責任者との関係をきちんと明確にしておいてもらいたい。お互いに個人情報は担当でない、業務内容は担当でないという形では個人情報が漏れる可能性があるので、その辺をきちんとさせておいてほしい。
- 平たく言えば上下関係ともいうべきか。事故があった場合に誰がどのくらい大きな責任を負うかという問題にもなってくる。
- 実務者は受託業者に何人いるのか。
 - 確認できていない。
- 連絡調整責任者がいることから、複数いるということ的前提としているように思うが。
 - 当然複数いるが、実務に関わる者が何名かというところまでは、確認できていない。
- 連絡調整責任者だけでなく、実務に当たる方が確定できるようであれば名簿を出してもらおう方がいいと思う。その中で連絡調整責任者はこの方、個人情報取扱責任者はこの方と。受託者が実務に当たる者を匿名にする理由があるのか。
 - 確認する。
- 誰が実務に当たり、誰が責任者か、どんな指示系統状況になっているかの確認をお願いしたい。そういうことでよろしいか。
- 実務者だけが実務をやっている個人情報はどう扱われているか、何をやっているか分からないというようなことにならないように、きちんと全体を把握できるようにしておいて、その中で連絡担当がいればよいということ。
- 各担当の方々に誓約書を出していただく必要はあるか。特に紙媒体でもし保存されるようなことがあるのであれば、単にデータのみである場合より税情報やクレジットカード情報を身近で目にする機会があるということにならないか。であれば、職務に当たっている時点だけではなく、退職後を含めた秘密保持の誓約というのはよく行われているわけだが、個人情報の業務委託をするときにもしばしば出していただくようお願いすることはある。
- 紙で印刷する場合、目に入る個人情報が多くなるため、実務に関わる者全員に対して誓約をもらったほうがよいということか。
- 紙だけではなく、データだけであったとしても、預ける個人情報の種類によって

は誓約をお願いした方がよいと申し上げることがある。今回は税金とクレジットカードの情報であり求めるべきレベルが高いかなど。単純に氏名、メールアドレスといった情報以上に慎重な取扱いが求められることになるのではないかと。

- 誓約書に関しては、受託者とそこまでの話ができていないため、提出が可能かどうかというところから確認を取りたい。
- 承知した。
- 委託先の会社は大阪にあるが、東京に支社はあるのか。
- 東京に支社がある。
- もし何か事故等があった時には、すぐ駆けつけてくれるのか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 20「委託仕様書（案）」第15条の事故発生時の報告に時間規定がないが、これは書面外の約束によるのか。
- 通常このような契約というのは事故が起きた、もしくは事故が起こる、避けようがないという緊急事態の場合に速やかに報告させるものだが、「速やかに」など時間的な文言が入っていないとのご指摘である。
- ご指摘のとおりである。仕様書に盛り込みたい。
- この仕様書案は受託者が提示したものか、市が作ったものか。
- 基本的に受託者が提示したものを調整しながら作成している。
- 受託者側にとって都合のいいように論理を立てかねない。もう一つ気になった点が諮問書 P. 6「委託契約書（案）」第6条第2号の「停電・通信回線不良によって生じた損害」には、機能が停止したことによる混乱による損害と、この事態が生じた後発生する損害がある。例えばコンピュータのハードの故障で交換せざるを得ない場合、停電時に発生する情報漏洩だとか、情報に正しくアクセスできなくなった、個人情報保護の観点から見ると、漏洩だけでなく情報の正確性であるとか。
- 払ったはずなのに払った記録がなされてなかったということが一番怖い。
- そのことについても免責されると解釈できないか。
- そのように解釈できる。
- これを理由に損害を我が社は責任を負いませんということにならないか。
- そこは話し合ったほうがいい。
- 要するにメーカー側に都合のよい契約になっていないか。クレジットカードの番号等は一度漏洩してしまうと長年影響を受ける可能性があるので、ここが気にかかる。
- 与信もそうだが、さっき言った払った払っていないという問題になってしまう。払ったはずなのに払った記録が残らないというのが一番市の信用にも関わってくることになると思われるので。
- 通信回線の関係だけで言うと諮問書 P. 18「委託仕様書（案）」第9条に、通信回線に不良が生じた際にどちらの原因によりどちらが費用を負担するという点は記載している。
- 少し考えすぎかなと思いつつも。
- ただお互いに都合のいいように解釈してしまうので。相手方から案をもらったものについてはきちんと精査して、どう解釈できるか、もし解釈で曖昧なところがあると思えば、条文文言の解釈に関して相談できる所管に相談してはどうか。所管はどこになるのか。
- (事務局) 法務課や契約課になる。
- それでは、場合によっては文面を精査してもらったほうがいいのかも。もし

し曖昧なところがあれば、きちんと話し合い、文言をもう少し明確にさせていただく方がよい。

- 諮問書 P. 44「オンライン手続き画面」の右側に、納付明細が届く旨記載があるが、これは紙で来て、納付証明書のような形で利用できるということか、それともまた別に納付の証明はしなければならないのか。
- メールで納付履歴が送られるため、市が別に領収書を送るということはしない。本人が納付状況を確認するためにメールが届くという形である。
- 以前東京都のクレジット収納をやったことがあり、その時は支払ったときに決済しましたという文章が出て、それをプリントアウトして保存しておいてくださいというようなワンクッションがあったが、この場合はそういったことはないのか。先程の何らかの事故があった場合に払った払わないの問題が起きることはあるのか。
- 納付後の状況は、軽自動車税であれば、車検を通すときに証明書が必要になるため、市から別途納付の履歴を含め証明書を送る予定である。他の税目に関しては特に市から改めて納付の確認をした情報等を送る予定はない。
- システムの中で、決済が一度終わった後の証明を取れたりはしないのか。
- 納付履歴の確認のみで、証明という形では取れない。
- 納税証明書のようなものはシステムでは出力できない。
- 納税証明書を別に申請いただければ、納付状況から発送することは可能である。
- 本人はこれをデータとして保管しておかないといけない。メールで来たものを消さないように自分のパソコンか何かに保存しておかないといけない。
- 領収書が出力できないため履歴を保管するよう、ホームページ上で案内する予定である。
- 少し観点が異なるが、クレジットカード番号やパスワードを入力する必要があるため、例えば市のホームページからしか納付サイトへ入れない等の偽サイト防止策はあるのか。
- 納付サイトに行くためには一度市のホームページに来て、そこにあるリンクから納付サイトにアクセスするようになるため、他のサイトからアクセスすることはない。
- URL が一文字違っただけで偽サイトに誘導される人も結構いるようだ。
- マイナンバーカードの申請は QR コードが添付されていて、それを写せばスマホからサイトにアクセスできたが、そういうサービスは無いのか。
- 実際に実施している団体を見ると、ホームページ上から入る形になっている。今後そういった機能ができるかもしれないが、現時点ではそういった機能はない。
- QR コードを使う人もいるが、URL を読んで手で入力する人もいないわけではない。その時に一文字入力を間違えて偽サイトにアクセスしてしまうケースがあるため、URL は QR コード含めて公開しない方がよいのでは。
- 諮問書 P. 19「委託仕様書(案)」第12条第3号の「甲がこの契約に違反して乙が是正を求めたにもかかわらず」という甲は東村山市ではないか。これは単に受託者から頂いた案であるから書いてあるというだけか。
- ご指摘のとおり、提示いただいた案がこうなっている。内容については精査しなければならないと認識している。
- 同号について余計なトラブルにならないよう、もし必要が無ければ入れない方がよい。民間企業同士のひな形をそのまま使ったのだらうと思う。諮問書 P. 36の受託者が取得している ISMS 適合性評価制度 ISO (JIS Q) 27001 認証の初回認定登録日が 2007 年と書いてあるが、最新のものが記載されていない。次ページのプライバシーマークについても同様。初回認定登録日より更新をして

いるかということの方が大事であるため、最後にいつ更新をしたか証明をいただいた方がよい。初回から更新するにつれてレベルが上がって、認証が通りそうで通らないというそういう例も稀にある。受託者が嘘をついているとは思わないが認証を更新しているか確認した方がよい。

- 最新の更新日を載せている企業が多い。
- この会社に提案した方がいいかもしれない。
- おせっかいになるが、最新のものを載せてくださいと。その方が貴社に対する信用度が高くなると思いますと。
- 何回更新したかというのは不動産業者でも信用の問題として。
- 契約時に最新の更新期間内かどうか。プライバシーマークを2006年に取っているのであれば2020年の最新の認証更新をしていないとおかしい。ISMSも1年か2年違いで最新のものがあっていいはずである。
- ホームページの表記の仕方については確認をさせてほしい。
- 厳しいことを申し上げたと思うが、あまり諮問をいただかない課だったと思いきや色々申し上げた。
- 認証について普通は最新版を載せる。その番号の後ろに括弧で更新回数を表記し、初回が何年かというのはそこから計算できるので、最新版を載せるというのが一般的である。
- 何年何月何日に最新更新で何月何日までの認証期間だと載せるのが一般的である。
- 認証の重要性というものについて分かってないとみなされてしまうし、そのように疑われるミスをしている会社だということになってしまう。条文や仕様書の精査についてはお任せするが、損害等の責任問題についても確認をきちんとし曖昧なところが無いよう、税金と与信情報に関わるので、慎重にお願いしたい。情報の保存状況、紙媒体でどのような場合に保存するのか、通常業務として保存するのか障害対応として保存するのか、それぞれどのように管理し廃棄・消去をどのようにするのか、こういった部分を細かく聞き取った上で仕様書に反映させ、廃棄・消去の報告書も頂けるよう、仕様書等に実際に業務に当たる人がやるべき点がわかるような形で書かれることをお勧めしたい。それに関連したハードディスクが万が一漏れたりしないよう、どこがどのように保守管理しているかの確認と、交換、保守等をした時に情報が洩れないように管理しているかどうか、処分の方法までの確認を。また、個人情報取扱責任者、連絡調整責任者、業務担当者、もし可能ならば全員の名簿の提出を変更があった場合を含めてお願いしたい。可能ならば退職後の秘密保持を含めて誓約書の提出もあるとなおよい。もしくは秘密保持誓約書を会社の方で出しているようであればそのコピーをいただいてもよい。仕様書(案)の第15条は精査を。認証が更新されているかの確認を。東村山市は甘くはないぞと、受託者に伝わるくらいで丁度いいと各所管の方々にも申し上げているが、以上の点についてお願いしたい。個人情報の保存や廃棄については一番大事なところであるため、結果を後の審議会に報告してもらいたい。他に何かあるか。
- 苦情対応のセクションを設けると諮問書P. 20「委託仕様書(案)」第13条にある。説明では260を超える団体が導入しているとのことであるため、どのような苦情があるのか、今までにトラブルが起きたことは無いのか十分精査してほしい。260の団体では契約が通ったとしてもそれをそのまま鵜呑みにするのではなく、文章を精査していく必要があると思う。もう1点、既に導入している自治体におけるクレジットカード収納の割合はどの程度か。
- 多摩26市のうち9団体が導入しており、収納全体のクレジットカード収納件数の割

合が0.95%となっている。

- コロナ禍の中で非接触というのも大事だが、低い割合のものにお金をかけて、その程度しか需要がないということもよく考えてみては。そのために市民はクレジットカード番号を教えるというリスクを背負うわけで、この制度を市が期待している程には、市民は牽制して使ってくれないのではと思う。それでも折角導入するのであれば使ってもらわなければいけないわけで、そのために何をすればよいかということもセットで考えて契約しなければならない。諮問書P.18「委託仕様書(案)」第10条の代理納付に係るシステム利用料の金額は、受託者が決めるのか、市が条例で決めるのか。
- 金額の設定は仕様書のとおりだが、このうち自治体がいくら負担する、個人がいくら負担するというのはこれから決定する。
- これから条例で決めるのか。
- 条例事項ではない。
- 市が第10条の利用料とは別に単価契約で手数料を払うのでは。第10条にあるのは申し込む人が税額によってシステム利用料を支払うとなっている。
- 利用料のうち自治体がどの程度負担するかという点は今後調整する。今のところ利用料の全部を納税者の負担にする予定はない。
- 諸々総合的に考えて、使う市民の安全性、個人情報漏れないような仕組みを考えてほしい。
- ありがとうございます。
- 確認事項について後日書面で構わないので報告をお願いしたい。受託者と折衝して、より市民に有利な形で詰めていってほしい。以上を条件とし、本件については可とする。

○「(仮称)新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム使用委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び新型コロナウイルスワクチン接種事業PTの回答

- 諮問書P.6「予約システムイメージ図」について、市役所は予約の電話を受けたとき、市役所の電話を受けた者がその者の前にあるPCに予約日などを打ち込むという理解で良いか。紙媒体は一切使わないという理解で良いか。
- 市役所コールセンターにPCを設置し、コールセンター職員がPCを操作する予定で、紙媒体での記録は行わない予定である。
- 病院もシステムのみで紙媒体への記録を行わないのか。
- 2度手間になるので、運用上病院での予約受付もシステムへ直接入力することを想定しており、システム操作等のマニュアルもそのように作りたいと考えている。
- そのことについて、諮問書P.26「仕様書(案)」にあるのか。
- 諮問書P.26「仕様書(案)」は市と受託者の委託契約仕様書である。まだ、接種病院が決まっていない状況であることから、病院との本件システムに係る協議はこれからとなる。協議の結果、もしかしたら病院が受け付ける分もまとめて市で受付、各病院で予約を受け付けられないことも想定している。
- とりあえず、市役所内の事務室、あるいは市役所の関連施設内の事務室、接種病院等々全部含め、諮問書P.26「仕様書(案)」になるという理解で良いか。
- コールセンターの委託業務、予約を含めての仕様についてはこちらのとおりである。

- 市役所いきいきプラザでコールセンターを展開するのか。
- 諮問書 P. 26「仕様書（案） 事務室設備 1」に、「北庁舎1階、いきいきプラザ3階、等」とある。
- コールセンターの回線について、諮問書 P. 28「仕様書（案） 支援業務内容」のとおり、2月24日以降に20回線、更に3月22日から別途20回線、合計40回線を想定しており、密にならないよう、仕様書明記の2か所だけではなく、他の場所も想定されるので「等」としている。
- 問い合わせでもメモを取らないのか。
- コールセンターにおいて、予約受付と問い合わせは別の電話番号にする予定であり、問い合わせ内容のメモは取る予定である。しっかりと記録を残し、再度問い合わせがあった際にもきちんと対応させていただくためである。
- それは鍵のかかるようなところに保管することになっているのか。
- コールセンター業務の委託は平成26年度に本審議会へ諮問をしており、その際に保管方法でいろいろ教えていただき、その教えていただいたやり方を守り対応させていただいている。
- 問い合わせ業務において作成したメモの保管もしくは廃棄について、仕様書などそのことが明記されたものの作成をお願いしたい。
- 契約時締結している「個人情報の取扱いに関する特約条項」に廃棄の定めがあるので、適切に廃棄させていただきたいと思う。
- 特約条項を初め、契約条文というのは、対会社であって、対担当者向けではない。この特約条項を一人一人のコールセンター従事者が見ているとは限らないと思うので、仕様書等従事者向けにやるべきことやってはいけないことなどを落とし込んだものを作成したほうが良いと思う。
- 市として仕様書に落とし込んでほしい点は言うべきだと思う。問い合わせ時に、個人情報項目として何を訊ねる、あるいは何を訊ねてはいけないといったようなこと、あるいはメモをして良い範囲というものをきちんとしたほうが良いと思う。
- システム提供事業者はシステムの提供と運用・保守のみを行い、コールセンター等の運用は受託者が行うという理解で良いか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 4「6外部接続の有無等 (3)」で、見出しに「保存年限」とあるにも関わらず、中身にはそれに関連する記述がない。これはどう捉えれば良いのか。契約終了後に一定期間個人情報を保存することがないのかあるのか。説明をお願いしたい。
- データは契約終了時に即時削除していただくことを想定している。しかし、本事業が1年度で終わらず、2年度、3年度と続く場合には、それにより引き継いだほうが市民利益が高くなるものが出てくる可能性もあり、そういったものについては一定期間保存していただく場合もある。
- 契約が継続する限り当然のごとく保存するという理解で良いか。
- 現在本件システムの仕様が完全に固まっているわけではないが、2年度目も保存されたデータをシステム提供事業者が保有することで、市民へメリットのあるような運用が可能であれば、年度を跨ぎ保存し続ける可能性もある。しかしながら、そうではなければ、契約年度が終了する際に削除いただくのが適切かと考えている。
- 年度毎の削除を原則論とするつもりであると。
- 仕様が固まっていない中での想定の回答になるが、年度毎を原則とし、市民利益を考慮し判断との理解で良い。

- 原則は、年度終了時に個人情報データは消去又は廃棄という形で保存年限を想定していないとのことだが、そうでないようであれば、後日報告をいただきたい。
- 各メディアの情報によるとマイナンバーとの紐づけをし、1回目の接種と2回目の接種の間に転入・転出をしても管理出来るようにするとのことだが、諮問書を見てもマイナンバーの取扱いについて出てこない。本件システムとは別のシステムで管理するという認識で良いか。
 - 本件システムとは別に、内閣官房の方でシステムを新たに作るとの情報が1月下旬にあった。その内閣官房のシステムではマイナンバーと接種情報を最終的に紐づけて、その場で紐づけるというよりもそれぞれにもらった情報を後で紐づけるのだが、それで接種情報を管理するとのことである。しかし、これについては、現状一切情報が出てきていない。運用に当たって必要であれば本審議会にご報告またはご審議へと考えている。
- コールセンターに出入りする受託従事者のリストで、正社員なのか契約社員なのかアルバイトなのか等が分かるものは、市へ提出いただくのか。
 - 提出いただく。
- コールセンターへのスマホ等 IT 機器の持ち込みは厳禁であり、従事者にはそのことを徹底していただくという理解で良いか。
 - お見込みのとおりである。コールセンタースタッフ人数分のロッカーを別途リースしており、受託従事者はそのロッカーに私物を全て入れた後、貴重品は透明なバッグに入れて持ち運ぶ。
- 取り扱う個人情報の中にアレルギー反応などが含まれていないが、これはコールセンターで取り扱うものではなく、病院が取り扱うという理解で良いか。
 - お見込みのとおりである。アレルギー反応等は、本人が予診票に記載する仕組みを国が考えており、最終的に市の職員は、本人がそういった情報を記入した予診票を見ることが出来るようになるが、受託者やシステム提供事業者が関わることではない。
- このコールセンターのフロアに市の職員は在席するか。
 - プロジェクトチームの職員が在席する。
- 市職員は複数人の配置が望ましい。
 - 現状は複数人の配置を想定している。
- 受託者は人材派遣の会社であり、コールセンター業務等には慣れていると承知しているが、しっかりと監督していただきたい。
- 諮問書 P. 28「仕様書(案) 支援業務内容」に「コールセンター・事務業務稼働に向けたマニュアル及び FAQ 作成」とあるが、こちらは現在作成中で、まだ項目の追加は可能か。
 - 現在作成中であり、常時、随時更新してやっていく。
- 電話されてくるかたの中には、自身の体や病気に関する心配事があったり良く分からなくて電話したりしてくる人がいると思う。そういったかたに対しても、丁寧な対応や説明をしていただき、安心してワクチンを受けられるようにしていただきたい。
 - そういったご相談もあるかと思い、現状では1名以上市の保健師をコールセンターに配置する予定である。
- 接種は集団接種に加え、個別での接種も必要との声がある。個別での接種はかかりつけ医で出来れば一番良いと思うが、現在市で想定している接種の形態はいかがか。
 - 病院等々との間で最終的な意思決定をした内容ではないが、病院または市が用

意した場所で集団で接種する会場と、それとは別に地域の診療所等個別で接種できる場所、両方必要ではないかと認識としている。ただ、医師との調整をしながらになってくるので、現時点では両方もやる、もしくは片方のみとするといったことは申し上げられない。調整中であるということでご承知をいただきたいと思う。

- データセンターの場所について、今回は国内とのことだが、日本は災害が多い国でもあるのでバックアップ等も含めて問題の無い場所なのか、非常に気になる。
→ データセンターの詳細な場所は非公開となっているが、国内に複数のデータセンターを持っていて、いずれかを活用するように指定はできる。
- 国内法が適用できるということである。
- 諮問書 P. 42「受託者の個人情報取扱い方針」について、個人情報の利用目的に、アンケートやキャンペーン等の案内が含まれている。受託者に予約のお願いや問い合わせをすると、こういったものが送られてくるとなると心配である。
→ 当該方針は、受託者としての取扱い方針を掲載させていただいている。実際に今回の委託業務では市の敷地内において個人情報を取り扱うが、受託者に取得させるような個人情報はなく、契約終了後は市に返却もしくは廃棄してもらうものとなるので、アンケートなどが送られてくることは無い。
- 諮問書 P. 40「予約管理システム保守仕様書」について、こちらはシステム提供事業者が対応するほうの仕様書だと思うが、これを作成したのはどこか。
→ 受託者とシステム提供事業者との間で結ぶ契約の仕様書であり、案の段階として受託者より提供を受けたものである。
- コールセンターで使用するハードウェアは市の資産か。
→ 市がリースするものである。
- 取扱いは市と同じであるということか。
→ お見込みのとおりである。
- 諮問書 P. 50にシステム提供事業者の認証を添付していただいているが、最終更新がいつなのか分からない。更新を怠っている場合もあるので、再委託ではあるが、きちんと確認するようお願いする。
- 本件システムとは別件であるが、誰がいつ接種したのかという記録は市として残すのか。
→ 接種の有無については、現在健康増進課に導入している予防接種状況を管理するシステムで記録される。3回以上接種しないようにとかいう仕組みについては、現在の国の案であるが、市がお送りするクーポンに2回分のシールを貼る欄があり、ワクチンを接種するとそこに製薬会社が分かるシールを貼る。これにより、例えば1回目にファイザーのワクチンを受けたかたが、2回目はモデルナのところに行ってしまったとしても、1回目にファイザーのシールが貼られているから受けられないというようなことが分かる仕組みになっている。
- 健康増進課のシステムでの保存年限はどの程度か。
→ 通常はご本人が亡くなるまでデータとして残すと思うが、詳細は健康増進課のシステムなので分からない。
- 過去の別の予防接種の諮問の際に、接種記録は通常の保存年限よりもずっと長く残したほうが良いと申し上げたので質問した。接種から長期間経過してから問題が起きるということもあり、接種記録においてはかなり長期間残したほうが良いと思う。
→ 接種記録の保管については、国の方からも一定保存年限の指示が出るというように伺っているので、適切に対応する。
- 例えば10年で削除されるということになり兼ねないのではないか。

- 何年以上ということになるのではないかと思う。
- 形式上再委託の形にはなっているが、実質的には市の業務でもあるので、市と受託者、どちらがシステム提供事業者に対する支持元になるのかということについて、詰められた方がいいかもしれない。
- 契約上はやはり受託者になってしまうが、そこは密に連携をとって、再委託だから知らないということにならないように対応させていただく。
- システム提供事業者のほうで契約終了後も長く個人情報データを保存されるのであれば報告をお願いし、本件については可とする。

(4) 報告

○ 市役所本庁舎及びいきいきプラザへの防犯カメラ設置

(情報公関係主任)

防犯カメラ設置についてご説明いたします。市の施設への防犯カメラ設置は、平成18年に小学校、平成20年に保育園につけたのが始まりです。その際には、個人が映った撮影データを収集すること、警察から撮影データの提供を求められた場合には提供する可能性があることから、事前に審議会に諮問し、可の答申をいただいた上で設置しております。その後新たに設置する際は、「以前の諮問で出た注意点を守って運用すること」を条件に、設置後の報告とさせていただきます。

この度は、東村山市役所本庁舎及びいきいきプラザに防犯カメラを設置したため報告するものです。「令和2年度第6回個人情報保護運営審議会への報告事項」という資料をご覧ください。防犯カメラの設置箇所は平面図にありますとおり、本庁舎及びいきいきプラザの出入口付近でございます。設置台数は、全部で8台であり、内訳としましては本庁舎の1階に2台、地下1階に3台、いきいきプラザの1階に3台となります。防犯カメラの設置は完了しておりますが、撮影は令和3年2月15日から開始いたします。撮影対象者は、本庁舎及びいきいきプラザの利用者等、撮影時間は24時間となります。防犯カメラの付近にカメラが稼働中であることを周知するポスターを掲示いたします。撮影データの開示・外部提供に関する管理責任者は総務部長とし、防犯カメラの日常の管理は総務課庁舎管理係が行います。防犯カメラのモニターや記録装置は本庁舎地下1階庁舎管理係の事務室内に設置し、職員不在時には施錠いたします。撮影データは約32日間分保存され、期間が過ぎると自動的に上書きされる仕様となっております。警察署から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会書の提出により撮影記録を求められたときは、総務課長が対応することとなり、総務課長は、どの警察署からどのような依頼があったのかを記入した文書を起案に添付し、市長までの決定を得たうえで撮影記録を提供します。また、提供に際しては、送付状を添付し、送付状にて「捜査目的以外での使用をしないこと」「撮影データを使用した後は、市へ返還又は復元不可能な状態に消去すること」を求めます。

防犯カメラの設置に係る報告は以上でございます。

- 警察からの資料提供要求というのは1年に何件程あるのか。

(情報公関係長)

- 10件20件というレベルではなく数件程度であると記憶しているが、正確な数字は手元にないため分からない。
- 年間の件数を年度末にでも参考までに教えてもらえるとよい。

○ 個人情報取扱業務届出書（令和元年度分）の報告

(情報公開係係長)

お手元の『個人情報取扱業務届出報告書』をご覧ください。

市の個人情報保護条例では、個人情報に係る業務を開始又は廃止、変更するときは、その「業務概要」や「個人情報を利用する目的」、「記録する個人情報の項目」、「保存方法や期間」などを記載した個人情報取扱業務届出書を市長へ届け出て、承認を得るとともに、本審議会に報告することが定められています。

今回は、その定めに従い報告を行います。

1 ページ目、「1. 業務届出書を受理した期間」をご覧ください。

本日報告するものは、平成31年3月13日から令和2年3月31日までに届出のあったもので、「2. 実施期間別受理の状況」のとおり、開始が32件、廃止が6件、変更が21件で、令和2年3月31日現在の届出済の業務数は廃止されたものを除き583件です。尚、「3. 業務届出書の写し」の通り、本来こちらの報告書には個人情報取扱業務届出書などを添付し報告をするものですが、件数が多いため、3 ページ目以降に今回届出のあった業務について、まとめたものを添付いたしました。

3 ページ目をご覧ください。3 ページから5 ページが、新規で届出のあった業務一覧になります。開始年月日にご注目いただくと、ほとんどが令和元年度より前に事業が開始されたものになっております。この届出書は毎年度全課に見直しをお願いしており、各課はその際に業務の棚卸をしていただき、届出が必要な業務がないかの確認をしております。残念ながら、まだ漏れがある業務があり、開始年月日が古いものは、届出が漏れていた業務についてこの期間に提出いただいたものになります。今後はこちらが0になるよう、各課へお願いしていきたいと考えております。

7 ページ目をご覧ください。7、8 ページは変更で届出のあった業務一覧になります。変更理由が“届出済み分の修正”となっているものは、単純な記載漏れやチェックミス等の修正になります。

9 ページ目をご覧ください。9 ページ目は廃止で届出のあった業務一覧になります。

11 ページから29 ページは、新規、変更、廃止それぞれ1業務分の届出書・届出書別紙・個人情報目録を参考に添付しております。

32 ページをご覧ください。本審議会終了後、今回報告した内容を、告示により市民へ公表いたします。こちらはその告示文(案)です。また、告示によるもののほか、すべての業務について、情報コーナーでの配架及び市HPへの掲載を予定しております。

報告につきましては以上です。

(5) その他

○ 東村山市個人情報保護運営審議会規則の改正について

(情報公開係主任)

東村山市個人情報保護運営審議会規則の改正についてご報告します。

本規則は、東村山市個人情報保護に関する条例第21条第7項の規定に基づき、東村山市個人情報保護運営審議会の組織及び運営に関し、必要な事項である会議の招集規定、会議成立要件、議決要件等の規定を定めるものでございます。

今回の改正内容としましては、新型コロナウイルスなどの感染症まん延時や災害の発生時において、書面(メール等の電磁的記録を含む。)やオンライン会議システムによる審議を行うことができる規定を新設するものです。

既に、今年度第1回、第2回及び第5回の個人情報保護運営審議会につきましては、臼井会長にご相談の上、対面審議からメール審議に切り替え、実施いただいたところでございますが、この審議の方法や会議への出席の取扱いを明確にするため、規則を改正したものでございます。

資料としまして、改正後の規則と新旧対照表をお配りしておりますので、ご覧ください。

審議会規則の改正に係る報告は以上でございます。

● オンライン会議システムによる審議の予定はあるのか。

(情報公開係長)

→ 現在のところは予定していない。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。